南木曽町男女共同参画計画
（第４次）

令和５年度～令和９年度

南木曽町男女共同参画計画（第４次）策定にあたって

世の中のありようが大きく変わりつつあります。ジェンダー（社会的性差）平等、ダイバーシティ（多様性）社会などのように、従来の観念や価値観だけでは対応できない世の中になってきました。しかしながら、「男女問わず全ての人を大切にして、すべての人が関われる社会を目指す」という基本的な考え方は変わっていません。少子高齢化社会に突入して、急激な人口減少による働き方や雇用情勢の変化に加え、ライフスタイルも多様化しています。このように社会の仕組みや考え方を変えていかねばならない時にあってこそ、男女が対等なパートナーとして互いに尊重しながら社会を構築していく男女共同参画社会への取り組みが強く求められています。

南木曽町では、「第３次南木曽町男女共同参画計画」を平成 25 年から平成 34 年（令和４年）までの 10 年間を計画期間として、計画に基づいて取り組みを進めてきました。また、町民意識調査を実施し、その結果を踏まえながら「第４次南木曽町男女共同参画計画」（令和５年から令和９年）を作成する運びとなりました。

計画を実現するためには、男女が対等に自らの意思で社会活動に参加できるようになることや、あらゆる分野でその利益や恩恵を受けることが出来るようにならなくてはなりません。南木曽町に住む皆さんが生き生きと暮らし、すべての人が社会に関わり認められる町となるよう実行に努めていく上でも、計画の趣旨を理解いただき、町民の皆様のみならず事業者や関係団体を含むあらゆる方のご理解ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画に際し意識調査への協力や貴重なご意見ご提言をいただいた皆さんや、審議にご足労をおかけした委員の皆様に感謝とお礼を申し上げ挨拶と致します。

令和６年（2024 年） ３月

南木曽町長 向井裕明

目　次

第１章　計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

１　計画策定の趣旨

２　国・県・その他計画との関係

（１）法的根拠

（２）国・県・その他計画との位置づけ

３　計画期間

４　策定体制と推進体制

第２章　男女共同参画の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

１　男女共同参画の動向、男女共同参画に影響を与える時代変化

（１）世界の動き

（２）国の動き

（３）長野県の動き

（４）南木曽町の動き

２　各種統計調査からみた本町の現状と課題

（１）人口の推移

（２）産業別の状況

第３章　計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

１　基本理念

２　基本目標

３　施策の方向性

第４章　施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

基本目標①「男女双方の意識改革・理解の促進」

基本目標②「政治・経済分野等の方針決定過程への女性の参画拡大」

基本目標③「雇用等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランスの実現」

基本目標④「困難な状況に置かれている人への支援と多様性の尊重」

基本目標⑤「あらゆる暴力の根絶」

基本目標⑥「男女共同参画の視点で魅力ある地域の創出」

「男女共同参画社会」のアンケートに寄せられた意見

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

１　用語解説

２　アンケート調査票

３　計画策定委員会の設置

（１）南木曽町男女共同参画計画策定委員会設置要綱

（２）委員名簿

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現は、「男女共同参画社会基本法」が制定され、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」の形成を目的とし、５つの基本理念「①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮③政策等の立案及び決定への協同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調」に沿って、その実現を目指してきました。また、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期的低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大など社会情勢の変化や経済社会のグローバル化などに伴う課題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現が必要不可欠となっています。

男女平等な社会の実現は、国際的課題として提起されており、日本では平成11年６月に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、国民の責務が定められました。

本町では、「男女共同参画社会基本法」第14 条第３項の規定により、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員として一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、平成15年に「第１次南木曽町男女共同参画計画」を策定し、その後、平成20年に「第２次南木曽町男女共同参画計画」、平成25年に「第３次南木曽町男女共同参画計画」を策定しました。

南木曽町においても、人口減少、少子高齢化が進行しており、地域で暮らす人々が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員として一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同社会の実現は重要な事項となっています。

こうした時代変化や本町の現状と課題を踏まえながら、県の「第５次男女共同参画計画」との整合性を図り、地域全体で男女共同参画の意識を高め、第 10 次南木曽町総合計画の基本理念である「南木曽を元気に～住んで良かった、暮らしてよかった、住むなら南木曽町～」を実現するため、新たに「第４次南木曽町男女共同参画計画」を策定します

2　国・県・その他計画との関係

（1）法的根拠

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。女性の職業生活における推進に関する法律（女性活躍推進法）第 6 条第 2 項に基づく「女性活躍推進計画」及び、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）第 2 条の 3 第 3 項に基づく「DV 対策基本計画」を包含した計画とし、一体的に策定します。

（2）国・県・その他計画との位置づけ

本計画は、国の「第５次男女共同参画基本計画」、および、長野県の「第５次長野県男女共同参画計画」「第 10 次南木曽町総合計画」を踏まえるとともに、その他の関連計画との整合を図り策定しています。

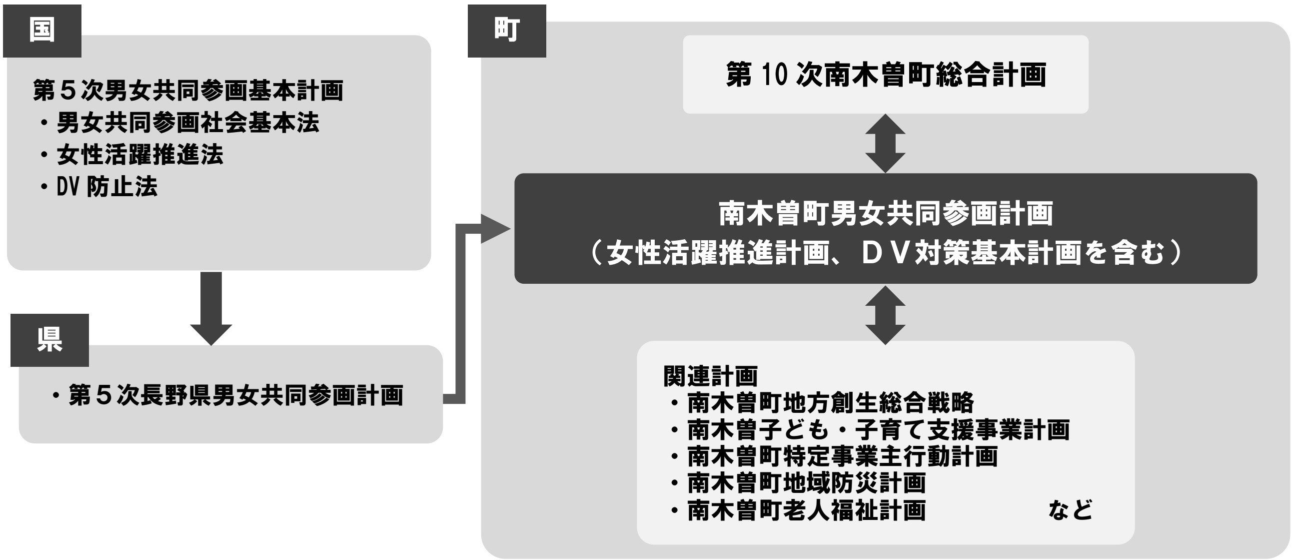

3　計画期間

本計画の期間は、令和５（2023）年度から令和９（2027）年度までの５年間とします。

ただし、社会情勢の変化や国・県の動向、計画の進捗状況などにより、必要に応じて計画の見直しを行います。

４　策定体制と推進体制

策定にあたっては、男女共同参画に関して識見を有する方や各分野の団体代表者等からなる「南木曽町男女共同参画計画策定委員会」を設置し、計画案についての審議を行うとともに、町民のアンケートの実施により、広く町民の意見を聴収し、反映しています。

■アンケート調査

住民の意識調査の為、男女別 10 代から 70 代まで各世代 35 名づつ、合計 245 名を無作為に抽出しアンケート調査を行いました。

調査対象者	住民基本台帳から無作為で抽出した町内在住の 12 歳以上の男女
配　布　数	245 名
回　答　数	115 名（回収率 46.9%）
調査期間	令和 5 年 6 月 30 日　～　7 月 30 日まで
調査方法	質問紙法（郵便等による回収・配布）

回答数（年代別）	男　性	女　性	回　答　数
10 代	6 /17 名	4 /18 名	10/35
20 代	4 /17 名	8 /18 名	12/35
30 代	7 /17 名	7 /18 名	14/35
40 代	7 /17 名	7 /18 名	14/35
50 代	10/17 名	9 /18 名	19/35
60 代	9 /17 名	6 /18 名	15/35
70 代	8 /17 名	4 /18 名	12/35
不明			19
合計	51/119 名	45/126 名	115/245

■計画の進行管理

計画の実施状況を把握し、必要に応じて検討・見直しを行い、都度、広報やホームページなどを通じて町民に報告します。

■計画の見直し

本計画は令和５年度から令和９年度までの５年の計画としますが、計画期間中に必要に応じて見直しを行います。最終年の令和９年度には成果を評価・検証し、その結果に基づいて次期計画を策定します。

第２章　男女共同参画の背景

１　男女共同参画の動向、男女共同参画に影響を与える時代変化

（１）世界の動き

世界では、昭和 50（1975）年に国際婦人年世界会議（第１回世界女性会議）が開催され、その後の「国連婦人の 10 年」の行動の指針となる「世界行動計画」が採択されました。昭和 54（1979）年の国連総会では、あらゆる分野における女性差別の撤廃を目指す「女子差別撤廃条約」が採択されました。

以降、昭和 55（1980）年に第２回世界女性会議、昭和 60（1985）年に第３回世界女性会議が開催され、平成７（1995）年に開催された第４回世界女性会議では、ジェンダー平等をめざす取り組みの指針となる「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。

平成 12（2000）年には、第４回世界女性会議において採択された「北京行動綱領」採択５年後の実施状況を検討・評価するとともに、同行動綱領の完全実施に向けた戦略につき協議する目的で国連特別総会・女性 2000 年会議が開催され、各国の決意表明や理念をうたう「政治宣言」と北京行動綱領の実施促進のため「更なる行動とイニシアティブに関する文書」が採択されました。

また、平成27（2015）年には、国連で「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ)」が採択され、各国が「誰一人取り残さない」世界の実現に向けて歩みを進めています。ＳＤＧｓの17の目標の５つ目には「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、男女共同参画の重要性はますます高まってきています。しかしながら、日本の現状を見ると、世界経済フォーラムが令和４（2022）年 に公表したジェンダー・ギャップ指数において、日本は世界146か国中116位（前年度は156か国中の120位）となっています。

（２）国の動き

日本では、昭和 50（1975）年に総理府に婦人問題企画推進本部が設置され、昭和 52（1977）年には「国内行動計画」が策定されました。また、昭和 59（1984）年には「国籍法」、「戸籍法」が改正され、昭和 60（1985）年には「男女雇用機会均等法」の制定など国内法の整備を進め、「女子差別撤廃条約」を批准しました。平成 11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」の形成を目的とし、５つの基本理念「①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮③政策等の立案及び決定への協同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調」に沿って、その実現を目指してきました。平成 12（2000）年には、この法律に基づき 10 年間の長期的な方向性を示した「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、５年ごとに改定が行われ、令和２（2020）年には「第５次男女共同参画基本計画」が策定され

ました。第５次計画では、①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会、②男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会、③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会、④ＳＤＧｓの達成に向け、男女共同参画・女性活躍を分野横断的に主流化し、様々な主体が連携して取り組む社会の実現が目指されています。

また、その間、平成 30（2018）年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」、平成 31（2019）年には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行され、令和２(2020)年には「女性活躍推進法」、「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「配偶者暴力（ＤＶ）防止法」の改正・施行が行われました。ほかにも、令和２（2020）年に「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の策定や「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されました。

（３）長野県の動き

長野県では、平成28（2016）年５月に「長野県女性活躍推進会議」を設置し、男女の人権が尊重され、豊かで活力のある地域社会を実現するための取組みを進めています。令和３（2021）年には、第４次計画に４つの新たな視点「時代の変化を先取りして働き方・くらし方を変革する」「若者に選ばれる県をめざす」「ＳＤＧｓの理念を踏まえ、ジェンダー平等の視点を浸透させる」「ダイバーシティ（多様性）の視点を取り込む」を加えた「第５次長野県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画計画の推進を図っています。

（４）南木曽町の動き

南木曽町においては、平成15年に「第１次南木曽町男女共同参画計画」を策定し、その後、平成20年に「第２次南木曽町男女共同参画計画」、平成25年に「第３次南木曽町男女共同参画計画」を策定しました。

啓発活動

・男女共同参画週間について広報なぎそ・ケーブルテレビでPRを行い、啓発に努めた

・令和元年度 町職員を対象とした研修会を開催（午前の部 17 名、午後の部 20 名、運営２名）

・令和２年度 職員に向けた「男女共同参画」に関するコラムを毎月１回 WEB 掲示板で発信

長野県男女共同参画関係調査

・町における女性の公職参画状況調査

・町における女性関係施策の推進状況調査

２　各種統計調査からみた本町の現状と課題

（１）人口の推移

■総人口の推移（国勢調査 昭和 40 年～令和 2 年 引用）
（南木曽町人口ビジョン 令和 7 年～令和 27 年 引用）

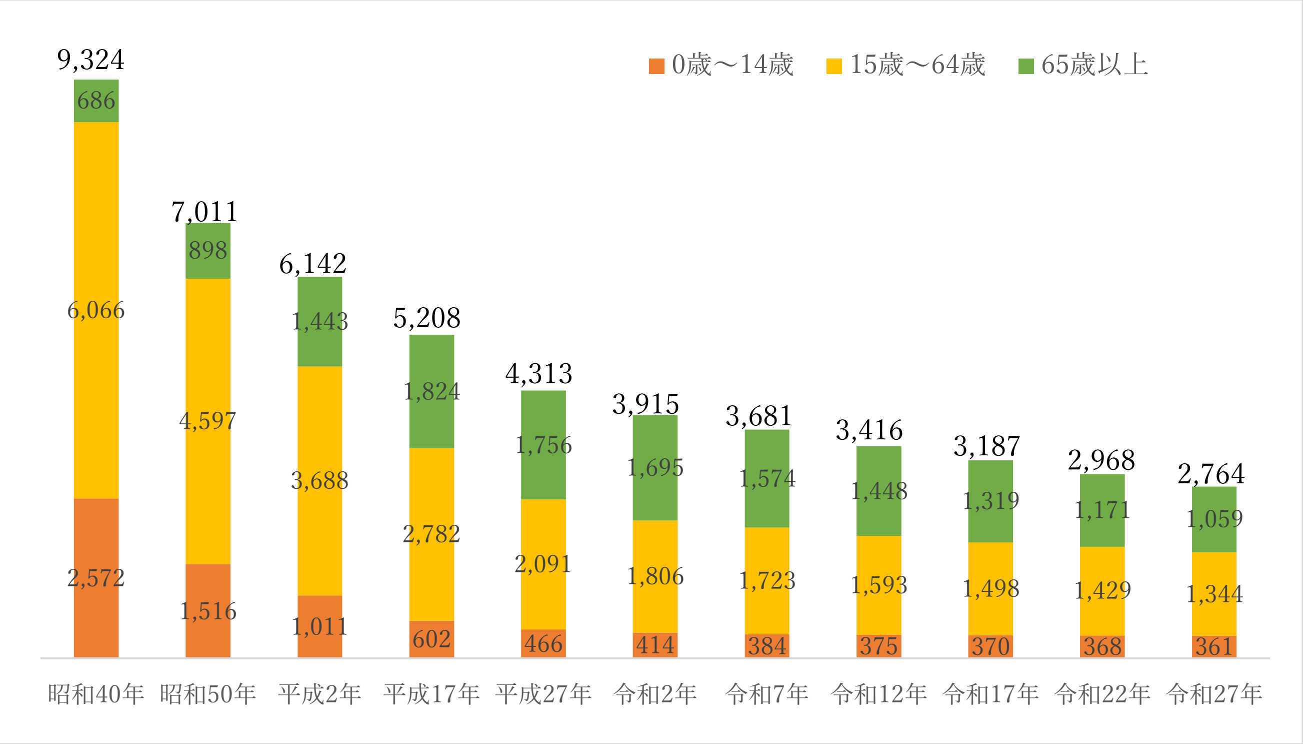

■ 5 歳階級別人口（国勢調査 引用）※総計には年齢不詳分が含まれます。

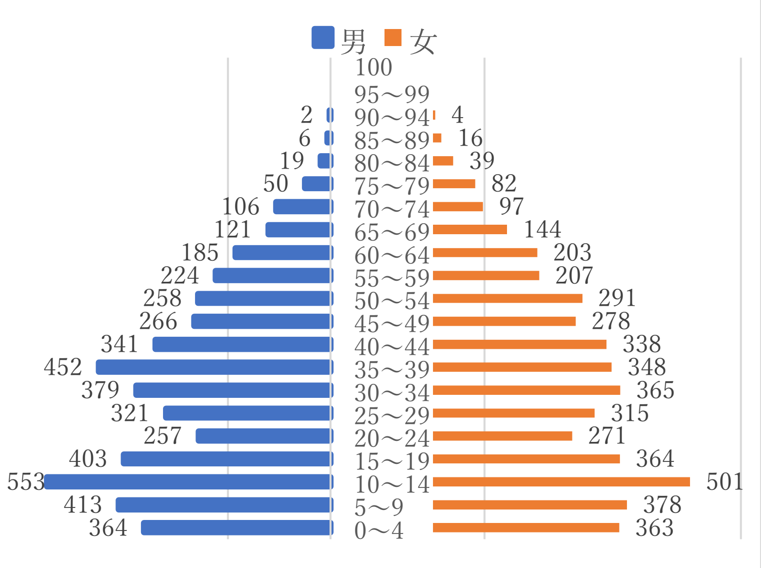

総計 9, 324 人（昭和 40 年）

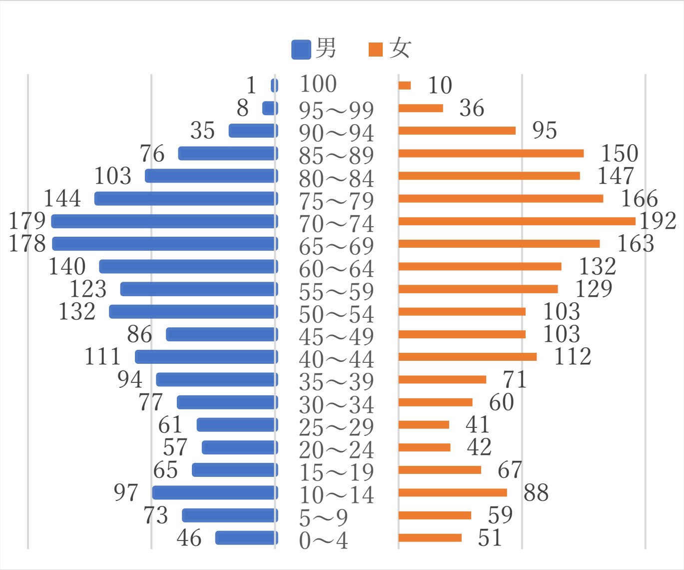

総計 3, 915 人（令和２年）

国勢調査による総人口の推移は、昭和 40 年の 9, 324 人から減り続け、令和 2 年までに、3, 915 人となっています。年代別人口の推移では、0 歳から 14 歳の年少人口が昭和 40 年では 2, 572 人だったが、令和 2 年度までに 84%減少の 414 人、15 歳から 64 歳の生産年齢人口も 70. 2%減少の 1, 806 人となった一方

65 歳以上の老年人口が 247%増加の 1,695 人となり、少子高齢化に歯止めがかからない状況となっています。今後も人口の減少傾向は続くものと想定され、南木曽町人口ビジョンでは令和 27 年（2045 年）までに、総人口 2,764 人まで減少するものと見込まれます。

このことを踏まえ、生産年齢層の移住の促進及び雇用の創出等の積極的な人口対策を行い、人口減少社会の中でも交通や医療など生活に不可欠なサービスを確保することや充実した子育て・教育環境の整備等、住民が幸せな暮らしを送る事ができる施策が望まれています。

（２）産業別の状況

■各産業の状況（国勢調査　令和２年引用）

第１次産業(農業・林業・漁業)

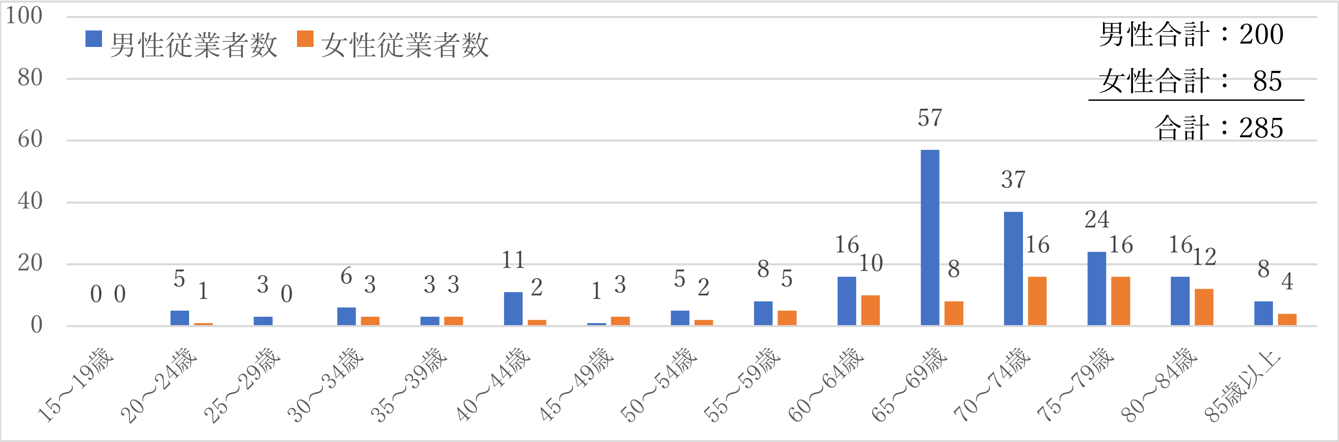

第２次産業（製造業・工業）

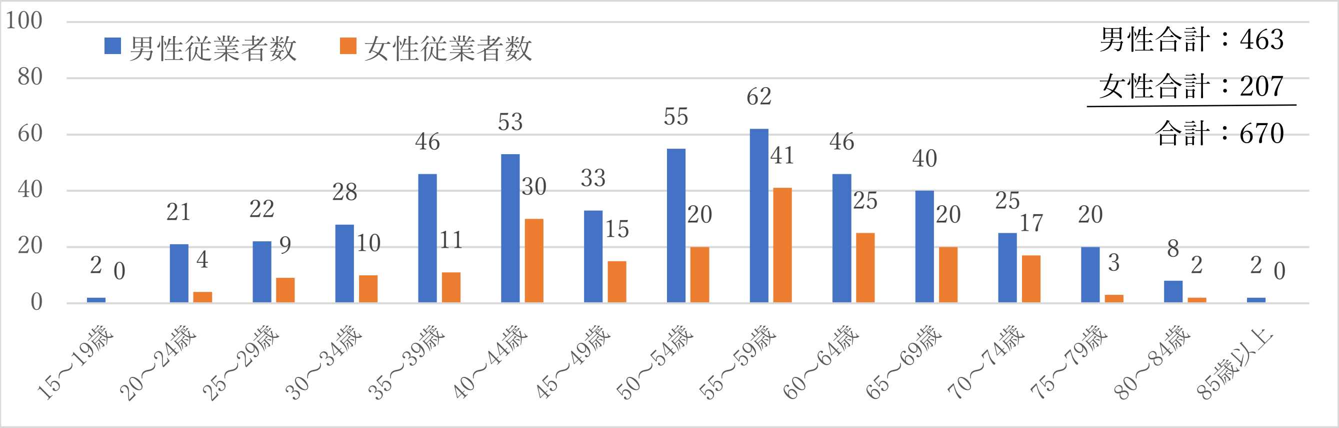

第３次産業（サービス業）

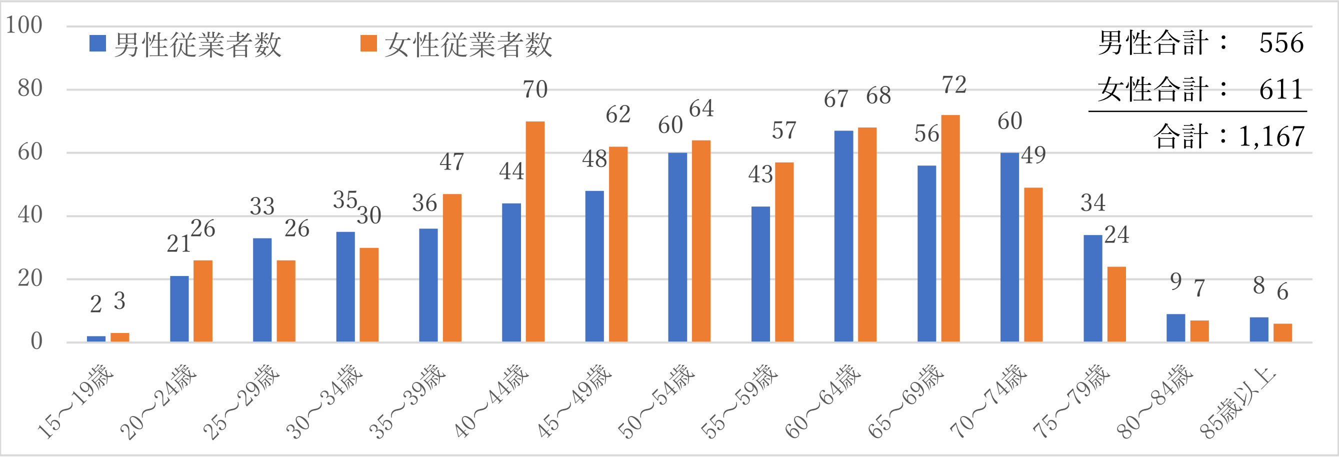

町の各産業の状況をみると、第１次産業では各産業と比較し従業者数が少なくなっていますが、65 歳以降の従業者数は多く、退職後の働き口として第１次産業に従事していると考えられます。

第２次産業では第１次産業と比べ総従業者数は 2.4 倍近くになっているが、男女比は男性 463 人女性 207 人で男性従業者が多くなっています。第３次産業では第２次産業と比べ総従業者数が 1.5 倍近くになっており最も多くの方が就業しています。男女の割合では、第１次産業、第２次産業では女性従業者より男性従業者が多くなっていますが、第３次産業では女性従業者が男性従業者を上回っており、女性にとって幅広い年代層で働きやすい職場と考えられます。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

南木曽町は「第 10 次南木曽町総合計画」において、基本理念を「南木曽をもっと元気に～住んで良かった、暮らしてよかった、住むなら南木曽町～」と定めています。この理念を実現するために、施策項目に「男女共同参画社会の形成」を掲げ、推進してきました。

男女共同参画社会の実現は、「女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作る」ことです。本町においても、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づく「南木曽町男女共同参画計画」を指針として、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員として一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができるよう、意識改革を行い、社会参加を促進させることで男女共同参画社会の実現を目指します。

２　基本目標

本計画では、上記の基本理念のもと、本町の現状と課題を踏まえるとともに、国の計画と整合性を図った、第５次長野県男女共同参画計画の「重点目標」を参考に基本目標を作成しました。

基本目標①「男女双方の意識改革・理解の促進」
基本目標②「政治・経済分野等の方針決定過程への女性の参画拡大」
基本目標③「雇用等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランスの実現」
基本目標④「困難な状況に置かれている人への支援と多様性の尊重」
基本目標⑤「あらゆる暴力の根絶」
基本目標⑥「男女共同参画の視点で魅力ある地域の創出」

成果目標

項目	10 年前 （前回計画策定時）	現状 （令和４年度調査）	目標値 （令和９年度）
行政機関等への女性登用率	１９．５　％	２１．０　　％	３０％前後
地域組織における女性の割合	３５．２　％	３２．３　　％	４０％前後

※行政機関等：法律や条例に基づき、行政から任命される委員会等を指しています。代表的なものには町議会議員、選挙管理委員会、教育委員会、民生児童委員会、上下水道審議会、公民館運営審議会などがあります。

※地域組織：地域振興協議会、日赤奉仕団、交通安全協会、保健補導員会、防犯指導員、衛生自治連合会（衛生区長）、食生活改善推進員、社会福祉協議会（理事）、町観光協会（役員）、青少年育成連絡会、公民館役員、小学校ＰＴＡ役員（会長～正副部長）、中学校ＰＴＡ役員（会長～正副部長）、こども園保護者会役員（正副会長、事務局、会計）、体育協会役員、老人会役員（会長～部長、事務局）、スポーツ少年団役員（団長～理事）等

３　施策の方向性

基本目標	施策の方向性
①男女双方の意識改革・理解の促進	・家庭・地域・職場・学校等における男女共同参画を学ぶ機会の充実
	・男性の家事・育児・介護への主体的な取り組みの推進
	・生涯を通じた男女の健康支援
②政治・経済分野等の方針決定過程への女性の参画拡大	・審議会・委員会における女性の積極的登用
	・地域活動における男女共同参画の推進
③雇用等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランスの実現	・男女の均等な機会と待遇の確保、性差別のない雇用環境の整備
	・結婚・出産・育児等で離職した女性のキャリアを生かした再就業に向けた支援
④困難な状況に置かれている人への支援と多様性の尊重	・生活困窮者、ひとり親家庭など生活上の困難を抱えている人への支援
	・どのような属性の人たちでも安心してくらせる環境整備
⑤あらゆる暴力の根絶	・ＤＶ、性暴力、虐待等あらゆる暴力の根絶
⑥男女共同参画の視点で魅力ある地域の創出	・ＳＤＧｓの達成に向けたパートナーシップ ・魅力ある地域の創出

第４章　施策の展開

基本目標①「男女双方の意識改革・理解の促進」

行政として行うこと

○家庭・地域・職場・学校等における男女共同参画を学ぶ機会の充実

・関係機関と連携して男女双方の意識改革・理解促進の啓発・情報発信に取り組むとともに、住民向けに講演会等の情報提供や、誰もが求めれば学ぶことのできるための窓口として、進めます。

・学校教育とも男女平等と相互協力の意識を高め、男女共同参画社会づくりに関する教育を教育委員会、南木曽小学校、南木曽中学校とともに推進していきます。

・身体的能力の差や、女性にしかできない出産などを考慮して、お互いを高め合い尊敬しあえる社会の構築を目指します。【※１】

○男性の家事・育児・介護への主体的な取り組みの推進

・男性の育児休業取得促進のための新制度について、企業自らの積極的な取り組みが進むよう、関係機関・団体等と連携して普及啓発を行います。【※２】

○生涯を通じた男女の健康支援

・性別により、特有の疾患や心身を伴う状態変化（妊娠、更年期）が健康に影響を及ぼすこと、違いがあることについての理解を深めるための教育・啓発を行い、お互いに理解しあえる社会の実現を目指します。

一人ひとりが取り組むこと

・インターネット等を通じて学習会等に参加し、男女共同参画に関心を持つ。

・家事、育児、介護が女性に偏ることがないように協力し合う。

・育児休業について職場で話し合い、取得しやすい職場環境を目指す。

・性別、年齢によって健康に影響を及ぼす違いがある事を知り、お互いに思いやる。

アンケート結果

男女共同参画という言葉を耳に（目に）したことがありますか

全体（回答）	知っている	知らない	わからない
10 代	2	8	
20・30 代	18	7	1
40・50 代	20	12	1
60・70 代	25	1	1
不　明	14	5	

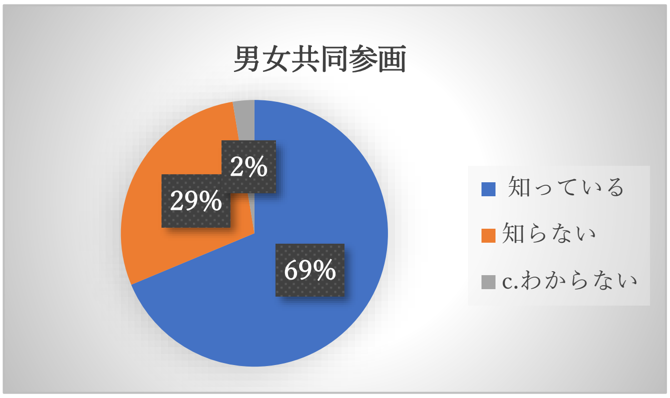

・各年代の回答を見ると、約７割近くが「男女共同参画」について認知されていた。
・特に 60 代・70 代では、多くの方に認知されていたが、10 代の認識が薄く、若い世代への啓発を行う必要がある。

育児休業についてあなたの考えを教えてください。

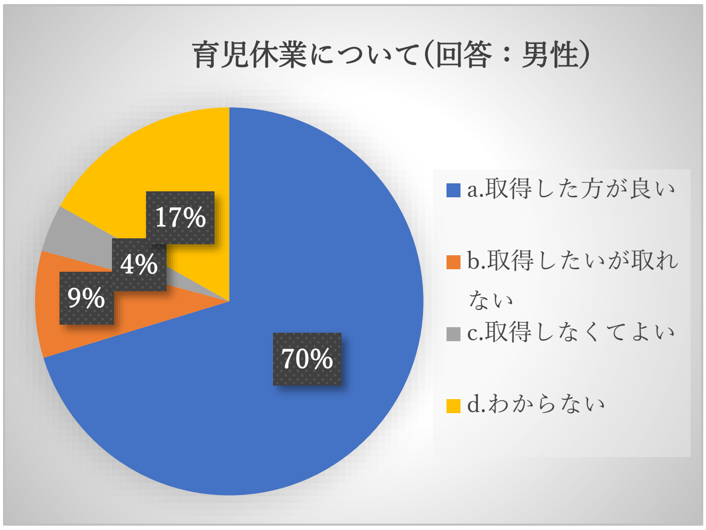

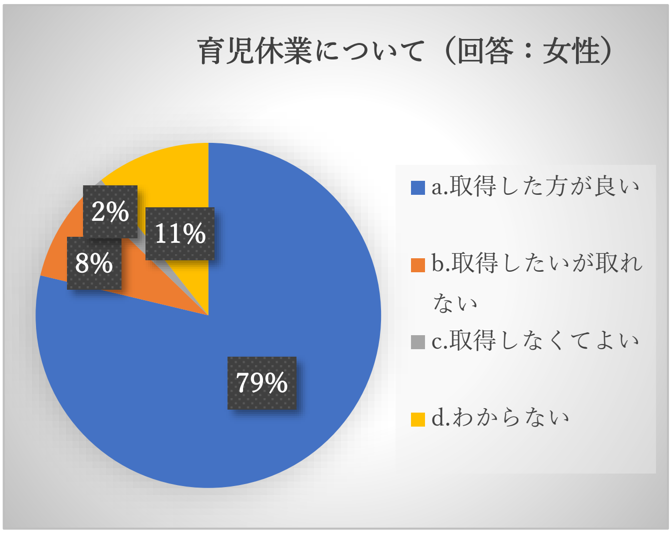

全 体（回答）	取得した方が良い	取得したいが取れない	取得しなくても良い	わからない
10 代	5			5
20・30 代	18	5		3
40・50 代	25	3	3	2
60・70 代	23	1	1	2
不　明	13			5

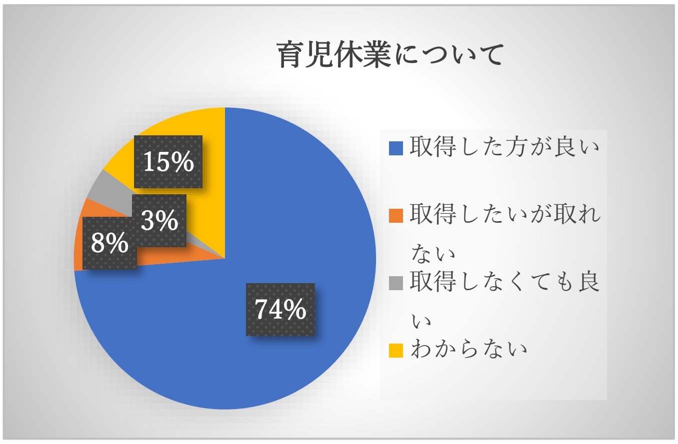

・全体を見ると 74%の方が取得した方が良いと回答している。男女別の回答を見ても共に約７割近くの方が「取得した方が良い」と答えており、性別に偏りがなく育児休業取得の意識が浸透している。
・取得したいが取れなかった方も少人数おり、男女の割合もほとんど同じであった。
・育児休業を取得しやすい社会の啓発が必要。

基本目標②「政治・経済分野等の方針決定過程への女性の参画拡大」

行政として行うこと

〇審議会・委員会における女性の積極的登用

・身近な問題を議論し、地域の意思決定をする、区の役員や、町の審議会等における委員に女性が増えるよう、地域内における「女性を住民の代表に」という気運醸成に向けた意識啓発により、女性の登用に努めます。

〇地域活動における男女共同参画の推進

・男女が共に働きながらも地域活動や公民館活動に参画し、性別に偏りなく、地域組織の構成について啓発活動を行い、活力ある地域づくりを目指します。

一人ひとりが取り組むこと

・町政やまちづくりに関心を持ち、積極的に発言する。
・男女共に自治活動等へ積極的に参加、活動する。
・女性が社会参加できるよう、男性が家庭の役割に積極的に取り組む。【※３】

アンケート結果

区長・公民館・議員などの役職について男性が多い状況をどう思いますか

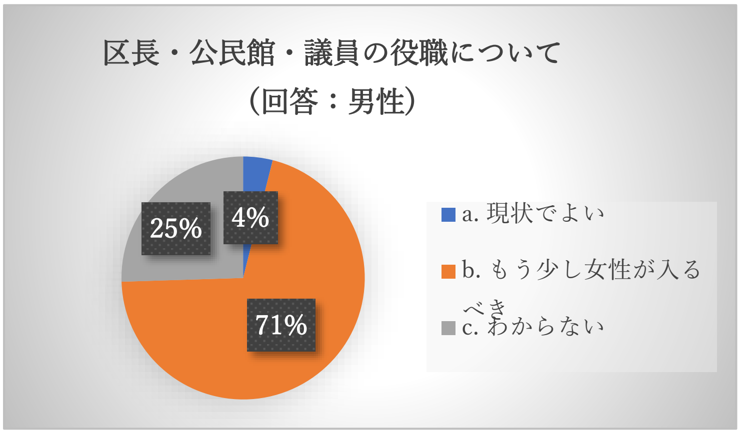

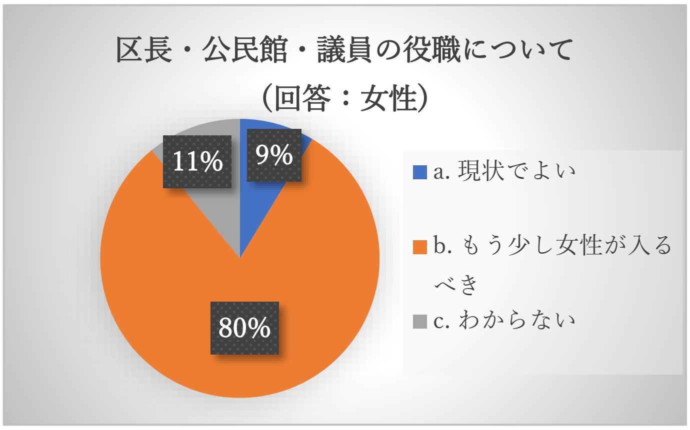

全　体（回答）	現状で良い	もう少し女性が入るべき	わからない
10 代		7	3
20・30 代	1	22	3
40・50 代	4	22	6
60・70 代	1	21	5
不　明	2	13	4

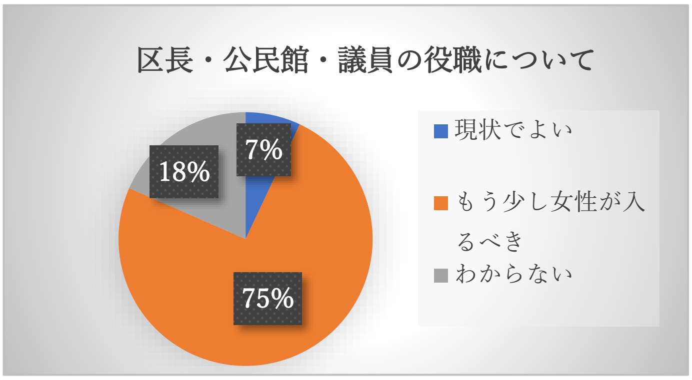

・男女ともにもう少し女性が入るべきと答えた方が、75％であり半数以上を占めているが実際は、議員９名中１名、区長 59 名中１名、公民館審議会員 10 名中５名と女性の割合は少数である。

・意見記入欄に、「育児・家事等の女性負担が減らなければ、役職に女性が参加しづらいのでは」との意見があった。

基本目標③「雇用等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランスの実現」

行政として行うこと

〇男女の均等な機会と待遇の確保、性差別のない雇用環境の整備

・県や関係団体等と連携し、職場における固定的性別役割分担意識や性別差による偏見の払拭のための啓発を行い、誰もが能力や経験を最大限に発揮した上で役職に就き、「働きやすさ」と「働きがい」を実現できる職場環境の改善を促進します。【※４】

〇結婚・出産・育児等で離職した女性のキャリアを生かした再就業に向けた支援

・出産・育児・介護等を理由に離職した女性に対し、新たなチャレンジに向けた学び直しや再就職の動機づけのための機会の提供、国・県等関係機関からの情報提供を基に広報等に掲載することや、小学校・こども園を通じて、母親に向けたチラシを配布するなど、周知の拡大を行います。

一人ひとりが取り組むこと

・ワーク・ライフ・バランスの観点から自らの働き方を見直してみる。
・国や県で行っている支援状況の確認・研修会などに参加する。
・男女の役割分担に固定的なイメージを持たず、個々の能力や適性を尊重し、働きやすい職場となるよう話し合う。

アンケート結果

ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っていますか

回答（男性）	知っている	知らない	分からない
10 代	2	4	
20・30 代	10		1
40・50 代	12	4	1
60・70 代	9	6	2

回答（女性）	知っている	知らない	分からない
10 代	2	2	
20・30 代	11	4	
40・50 代	6	9	1
60・70 代	7	3	

回　答	知っている	知らない	分からない
不　明	5	11	3

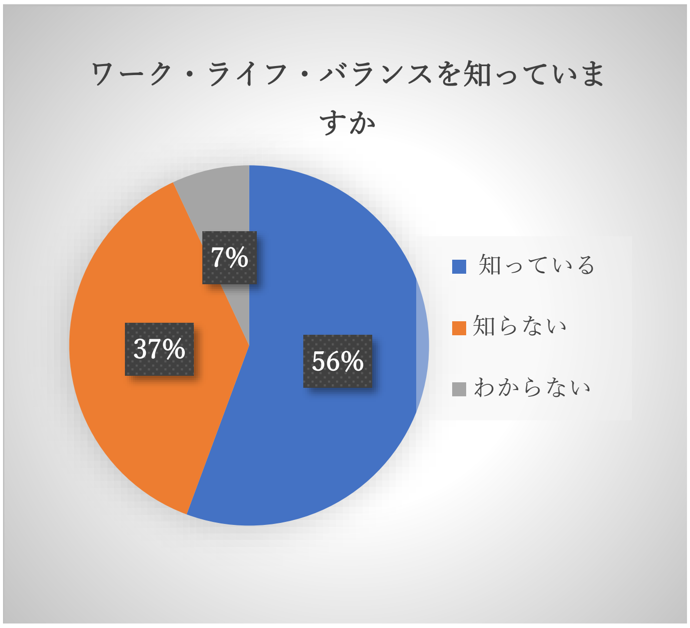

・20 代～30 代で「知っている」と回答した方が年代別の中でほとんどを占めており、若い世代に「ワーク・ライフ・バランス」が浸透している。
・40 代以降の方は若い世代に比べ「知っている」と回答した方が少なくなっている為、広報や HP 等を活用し周知を行っていく必要がある。

男性（回答）	知っている	知らない	分からない
10 代	1	5	
20・30 代	1	6	4
40・50 代	2	14	1
60・70 代	6	10	1

女性（回答）	知っている	知らない	分からない
10 代		4	
20・30 代	3	7	5
40・50 代	3	9	4
60・70 代	3	7	

回　答	知っている	知らない	分からない
不　明	5	10	4

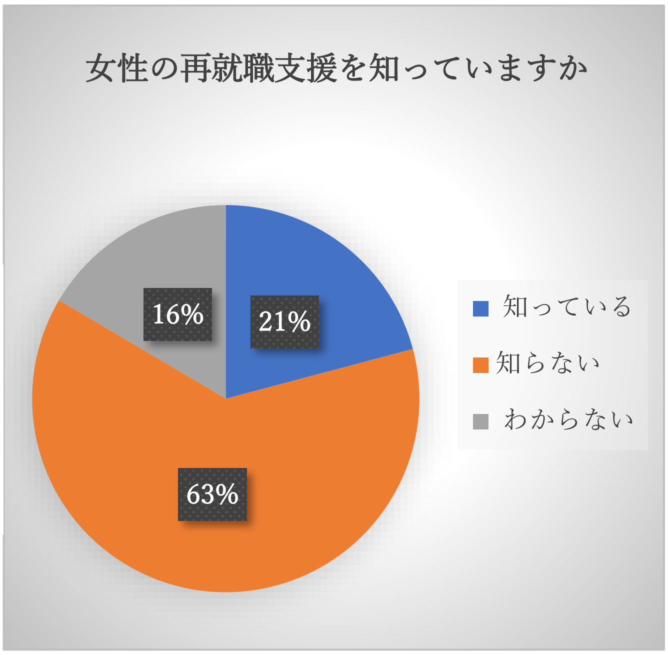

・「知っている」と回答した方が、21％であり、残りの 79％には認知されていなかった。

・女性の再就職支援は男女共同参画の推進では重要な支援と考えられる為、広報や町 HP を活用し周知を行っていく。

基本目標④「困難な状況に置かれている人への支援と多様性の尊重」

行政として行うこと

○生活困窮者、ひとり親家庭など生活上の困難を抱えている人への支援

・生活困窮者、ひとり親家庭の親等に対する就労支援、子どもに対する育児支援、居場所づくりなど、世帯の実情に応じた自立に向けた支援を関係機関や民間支援団体等と連携して行います。

○どのような属性の人たちでも安心して暮らせる環境整備

・障がい者、外国人等が、持てる力を発揮し、自分らしく安心して生活できるよう、担当機関と連携し、多様性の尊重ができる仕組みづくりに取り組みます。

一人ひとりが取り組むこと

・困難を抱える家庭が社会的孤立しないよう、見守り、声掛けを自ら行う。
・相談を受けた場合は、民生児童委員や役場窓口に相談するよう促す。
・どのような属性の人たちでも安心して暮らしていけるよう多様性を尊重する。

基本目標⑤「あらゆる暴力の根絶」

行政として行うこと

〇ＤＶ・性暴力・虐待等あらゆる暴力の根絶

・暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための教育に取り組むとともに、暴力を容認しない社会をつくるための啓発活動として周知を行います。

・ＤＶやデートＤＶ、インターネット上の性的有害情報や誹謗中傷、性暴力等は、性別にかかわらず誰でも加害者にも被害者にもなり得ることについても広く関係機関と連携周知し、防止に努めます。

・ＤＶに関する相談に応じ、支援に関する情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、緊急時等の対応を行います。

一人ひとりが取り組むこと

・暴力は人権を犯す犯罪であることを自覚する。

・悩み事があった場合は、一人ひとりで悩まず関係機関に相談する。

アンケート結果

現在からの３年間であなた自身、パートナー（夫・妻・恋人）等から暴力（身体的、精神的、性的、経済的等）を受けたり周りの人が受けた経験を聞いたことがあるか。

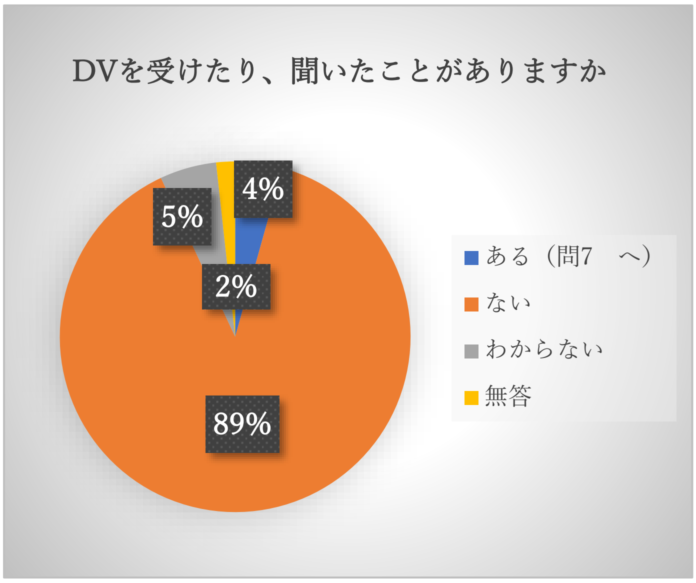

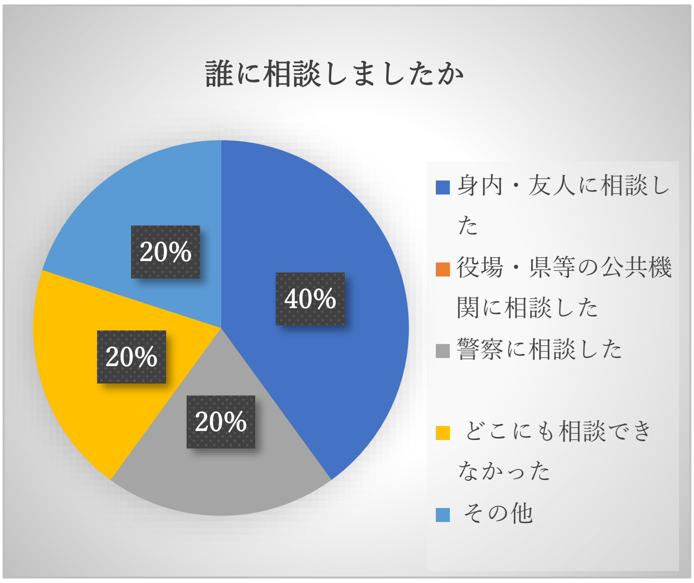

・ＤＶをされたことが「ない」と答えた方が、約 90％であったが「ある」、「わからない」と回答した方が約 10％程度いた。

・「ある」と答えた方は全員がパートナーからのＤＶと回答しており、どこにも相談できなかった方が、20％いたため、ＤＶに関する相談窓口案内を広報、HP 等で周知していく。

基本目標⑥「男女共同参画の視点で魅力ある地域の創出」

行政として行うこと

○魅力ある地域の創出

・男女共同参画事業を通じて、あらゆる年代の女性が自ら発言しやすい環境づくりに努め女性が活躍する団体事例を啓発する事でその活動を促進し、魅力ある地域の創出を目指します。

○SDGs の達成に向けたパートナーシップの推進

・持続可能な社会の実現に向け、一人ひとりが協力して「ジェンダー平等の実現」を推進して行くことができるよう、学びの機会の創出や啓発を行います。【※５】

・あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsに掲げられている「誰一人取り残さない」世界の実現に向けて行政ができることを取り組みます。

一人ひとりが取り組むこと

・不合理な習慣やしきたり等を男女共同参画の視点で見直す。

・日頃から、ジェンダーについて考え身近な人たちと共有し、寛容で魅力ある地域について考える。

アンケート結果

SDGs を聞いたことがありますか

男性(回答)	ある	ない	わからない
10 代	6		
20 代・30 代	9	2	
40 代・50 代	16	1	
60 代・70 代	8	7	1

女性(回答)	ある	ない	わからない
10 代	4		
20 代・30 代	14	1	
40 代・50 代	14	2	
60 代・70 代	8	2	

回　答	ある	ない	わからない
不　明	12	5	2

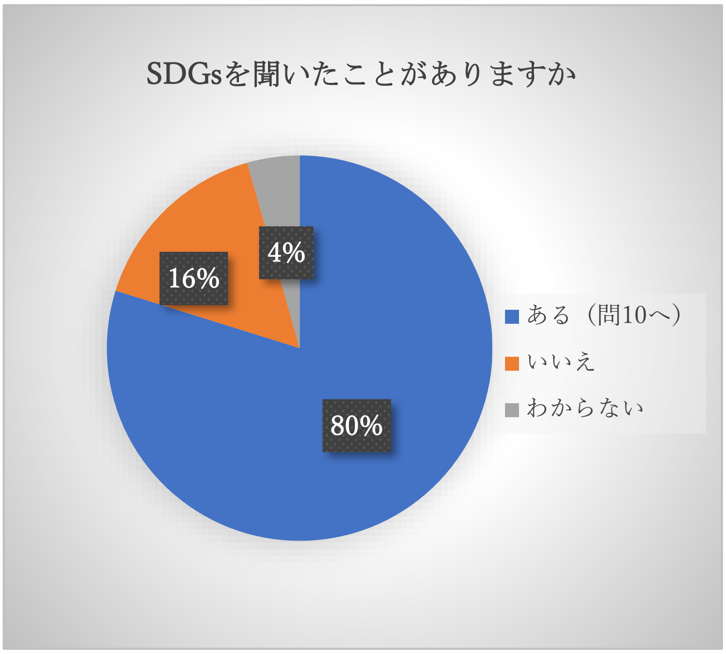

・SDGs について聞いたことが「ある」と回答した方は全体の約８割を占めており、幅広い世代で知られていることが分かる。

・特に 20 代・30 代の約９割が「ある」と回答していることから、若い世代に SDGs が浸透している。

アンケート結果

SDGs にジェンダー平等があることを知っていますか

男性(回答)	知っている	知らない	わからない
10 代	5	1	
20 代・30 代	8	1	
40 代・50 代	10	6	
60 代・70 代	8		

女性(回答)	知っている	知らない	わからない
10 代	4		
20 代・30 代	9	5	
40 代・50 代	8	5	
60 代・70 代	8		

回　答	知っている	知らない	わからない
不　明	7	5	

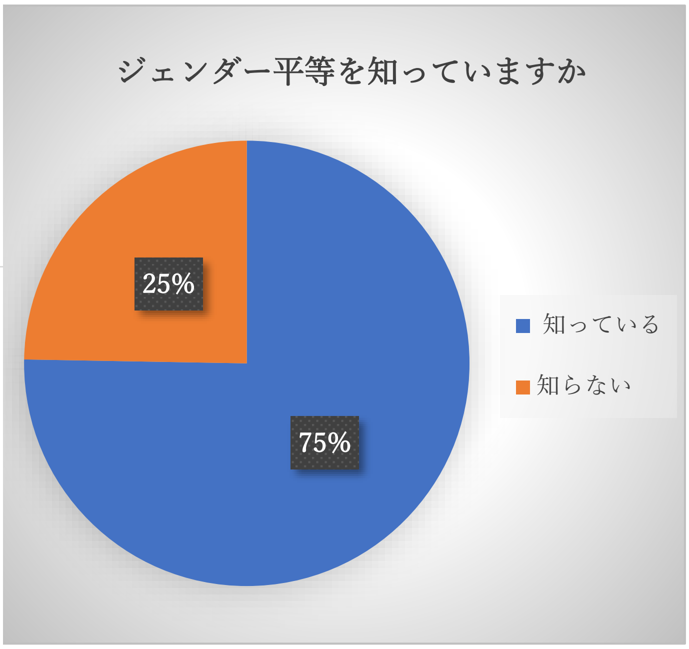

・全体の約８割が「知っている」と回答しており、SDGs を知っていた方はジェンダー平等についても認識している割合が高い。

・知らないと答えた約２割の方にも知ってもらえるよう、引き続き周知を行っていく。

「男女共同参画社会」のアンケートに寄せられた意見

基本目標①(男女双方の意識改革・理解の促進)関係

・女性の視点に立った考え方や意見を多く取り入れていった方が良い（60 代）：男性
・ジェンダー平等は理解することができるが、役割が不明等になり男女共働きが増えてきた反面、女性が３才までは母親が責任をもって育てるべきだと考える。キャリアを積むのは子育ての後でも良いと思う。(40 代)：女性
・男性の力の差や、女性しか出来ない出産などを考慮して、お互い高め合い、尊敬しあえる社会が一番良い。(30 代)：女性

P11「行政として行うこと」※１に反映

・男女共同参画社会はとても良いことだと思うが、現状では育児・家事など女性の負担が大きいのでその面をよく考えてほしいと思う。(60 代)：不明
・男女共同参画社会はとても良いと思うが、実際問題として女性の方への負担が大きいと思う。子育てや家事など（70 代)：不明

P11「行政として行うこと」※２に反映

基本目標②(政治・経済分野等の方針決定過程への女性の参画拡大)関係

・議会・区長等 若者の声が必要ではないか。(70 代)：男性
・女性の参画については、女性の参画に否定的な人は少ないと思うので、大いに参加していただきたいが、参画しやすい何かが求められるかと思います。
会合等においても、その場に女性の参加する状況を作る。(70 代)：男性
・男女共同参画社会とは、これまで男性に偏っていたこと、女性に偏っていたことを関わりなく参加できるようにしていくことだと感じる。具体的には、町政（議会）に女性が進出して、家庭に男性の役割を増やすこと。これまで見えてこなかった新しい視点からの政策が生まれるのではないか。(40 代)：女性

P13「一人ひとりが取り組むこと」※３に反映

基本目標③(雇用等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランスの実現)関係

・正直、まだまだ管理職の割合や収入など、さまざまな面で男女の格差を感じることがある。もっと積極的に推し進めてほしい。(20 代)：女性
・女性の管理職といわれるだけでもプレッシャーや特別感を周りが出してしまう雰囲気がある、そういう風潮が無くなればもっとやりたいと思う人が出てくるのではないかと思う。(30 代)：女性

P14「行政として行うこと」※４に反映

基本目標⑥(男女共同参画の視点で魅力ある地域の創出)関係

・ジェンダーが認められていないところが多く、身近でも目撃したことがあるため誰もが自由に暮らせる社会にしていけるといいなと思う。(10 代)：女性

P17「行政として行うこと」※５に反映

・世の中の流れで取り組もうとポーズをするのは簡単だが、この田舎の流れの中実際は厳しい。育休を取って、何も嫌なことを言われない人はいないのでは。(30 代)：女性
・男女共同参画を進めて町を良くしていきましょう。（10 代）：男性
・数合わせで女性を参画させるのはどうかと思う。
本当にやる気と、能力があればどんどん参画しても問題はないと思う。
極端だが、議員さんは全員女性でも良いのでは？（50 代)：男性
・女性の参画では、女性が少なく不平等ではないかと感じることがあった。
女性も政治に参画できるような社会を目指して頑張ってほしい。(10 代)：女性

資料編

1　用語解説

男女共同参画社会	性別を問わず、あらゆる場で個性を発揮できる社会
固定的性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性 女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と日常生活のバランスがとれた状態のこと
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと
ジェンダー平等	一人ひとりの人間が、性別に関わらず平等 に責任や権利、機会を分かち合い、あらゆる 物事を一緒に決めること。
ジェンダー・ギャップ指数	経済・教育・政治参加などの分野で世界各国の男女の不均衡を示す指標のこと
ダイバーシティ	「多様性」のこと。 性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。
ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人など親密な関係にある、 又はあったものから暴力を振るわれること
ＳＤＧｓ	2015 年 9 月の国際サミットで加盟国の全会一致で 採択された「持続的可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された。 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標の 1 つのこと

2　アンケート調査票

令和５年度 南木曽町男女共同参画アンケート

該当する項目に〇をしてください。

■あなたの性別	a. 男性	b. 女性		
■あなたの年齢	a. 10～19 歳	b. 20～29 歳	c. 30～39 歳	d. 40～49 歳
	e. 50～59 歳	f. 60～69 歳	g. 70 歳以上	

以下の質問について、それぞれ該当するものに〇をしてください。

男女共同参画について

問１　男女共同参画という言葉を耳に（目に）したことがありますか。

a. はい　　b. いいえ　　c. わからない

育児休業について

問２ ①育児休業についてあなたの考えをお答え下さい

a. 取得した方が良い　　b. 取得したほうが良いが取れない

c. 取得しなくて良い　　d. わからない

②取得された方は、年数をご記入ください《　　年　　ヶ月》

※育児休業は、原則として１歳に満たない子どもを養育する労働者が取得することができる。取得する者の男女、また、子が実子か養子であるかを問わない。

女性の参画について

問３　区長・公民館・議員などの役職について、男性が多い現状をどう思いますか

a. 現状でよい　　b. もう少し女性が入るべき　　c. わからない

（現状：区長 男性 58 名、女性１名　議会：男性８名、女性１名）

ワーク・ライフ・バランスの確認

問４「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っていますか。

または、聞いたことがありますか。

a. はい　　b. いいえ　　c. わからない

※ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)とは、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現を指す。

支援体制について

問５ 長野県で行っている、結婚・出産・育児を理由に離職した女性の再就職支援について

聞いたことがありますか。

a. ある　　b. いいえ　　c. わからない

※長野県で行っている、女性への再就職支援

〇相談から就業までワンストップで行う支援

・子育て支援センター等の身近な地域へ出向いて行う就業相談

〇子育て期女性の雇用を希望する企業と就職を希望する女性とのマッチング

裏面へ

ＤＶ関係について

問６　現在からの３年間の間において、あなた自身、パートナー(夫・妻・恋人)等から暴力(身体的、精神的、性的、経済的等)を受けたり、周りの人が受けた経験を聞いたことがありますか。

a. ある（問７　へ）　　b. ない　　c. わからない

問７　問６のａに〇をした方は、誰が暴力をしたのか、次のどれに当てはまりますか。（複数回答可）

a. パートナー（夫・妻・恋人等）　　b. 家族

c. その他(　　　　　　　　)　　d. わからない

問８　問６のａに〇をした方は、ＤＶに対してどのような対応をしたか、次の中からお答えください。

a. 身内・友人に相談した　　b. 役場・県等の公共機関に相談した

c. 警察に相談した　　d. どこにも相談できなかった

e. その他（　　　　　　　　）

男女共同参画に係る用語確認について

問９　ＳＤＧｓを聞いたことがありますか。

a. ある（問 10 へ）　　b.いいえ　　c.わからない

問 10　問９でａに〇をした方でＳＤＧｓの中に「ジェンダー平等」があることを知っていますか。また、どこで知りましたか。

a. 知っている　　b .知らない

ＳＤＧｓとは、2015 年９月の国際サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続的可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標の１つのこと

ジェンダー平等とは、一人ひとりの人間が、性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かち合いあらゆる物事を一緒に決めることができること。

問 11　「男女共同参画社会」に対して、ご意見があればご記入ください。

記入欄

ご協力ありがとうございました。

3　計画策定委員会の設置

（1）南木曽町男女共同参画計画策定委員会設置要綱（平成 24 年８月１日告示第 30 号）

南木曽町男女共同参画計画策定委員会設置要綱を次のように定め、公布の日から施行する。

南木曽町男女共同参画計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１　男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条に規定に基づく南木曽町男女共同参画計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するため、南木曽町男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所轄事項）

第２　委員会の所轄事項は、次に掲げるとおりとする。

（１）　男女共同参画計画の策定に関すること。

（２）　その他町長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３　委員会は、委員 14 名以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（１）　男女共同参画社会づくりに関し識見を有する者

（２）　その他町長が必要と認める者

（任期）

第４　委員の任期は、委嘱の日から男女共同参画計画の策定が終了した日までとする。

（委員長及び副委員長）

第５　委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員が互選する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６　委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

２　委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第７　委員会の庶務は、もっと元気に戦略室において処理する。

（補則）

第８　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

前　文（抄）（平成 28 年 10 月１日告示第 52 号の３）

平成 28 年 10 月１日から適用する。

（２）委員名簿

団体名等	役職等	氏名	備考
教育委員会	教育委員	深谷　秀次	委員長
人権擁護委員	委員	宮川　恵美子	副委員長
民生児童委員協議会	民生児童委員	近藤　綾子	
社会福祉協議会	会長	長渕　英治	
南木曽町公民館	館長	岡本　智治	
企業振興審議会	会長推薦	吉田　将徳	
南木曽商工会	女性部長	太田　美咲	
労働団体	町職員労働組合	平林　百合子	
観光協会	事務局員	山田　茉央	
学識経験者	前保育園長	久保尻　千鶴美	
南木曽町	行政機関（総務課長補佐）	西尾　真一	
１１名			

事務局	役職名	氏　名
もっと元気に戦略室	もっと元気に戦略室長	片山　要
	もっと元気に戦略室元気なまちづくり係 係長	橋立　裕司
	もっと元気に戦略室元気なまちづくり係 主事	後藤　滉平

第４次南木曽町男女共同参画計画

発　行：令和６（2024）年３月　南木曽町

〒399-5301　長野県木曽郡南木曽町読書 3668-1

電　話：0264-57-2001（代）